

平成26年3月3日

各位

会社名 株式会社ソフトフロント
 代表者名 代表取締役社長 阪口 克彦
 (JASDAQ・コード 2321)
 問合せ先
 役職・氏名 執行役員管理部部長 高野 誠一
 電話 03-3568-7007

第三者割当により発行される株式及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式(以下、「本新株式」という。)及び第三者割当により発行される第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式の概要>

(1) 払込期日	平成26年3月24日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 10,388株
(3) 発行価額	1株につき14,440円
(4) 資金調達の額	150,002,720円(差引手取概算額 148,252,720円)
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、Oakキャピタル株式会社にて全ての株式を割り当てます。
(6) その他	当社は、Oakキャピタル株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	平成26年3月24日
(2) 新株予約権の総数	1,002個
(3) 発行価額	総額5,178,336円(新株予約権1個当たり5,168円)
(4) 当該発行による潜在株式数	20,040株
(5) 資金調達の額	355,477,536円(差引手取概算額 352,477,536円) (内訳) 新株予約権発行分 5,178,336円 新株予約権行使分 350,299,200円
(6) 行使価額	1株当たり17,480円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、Oakキャピタル株式会社にて全ての新株予約権を割り当てます。
(8) その他	①期限前取得条項(下記(注)1. ②参照) ②ファーストリフューザル条項(下記(注)1. ④参照) ③当社は、Oakキャピタル株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結する予定です。

(注) 1. 本新株予約権の主な特徴

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、原則として、発行当初から行使価額は17,480円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはない。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から20,040株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。従いまして、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

ただし、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 期限前取得条項

本新株予約権には、以下に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの発行価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されており、本新株予約権の行使促進を図ることが可能となります。また、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、下記の期限前取得条項の条件に該当した場合のみと限定的ではありますが、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、本新株予約権の発行後も資本政策の一定程度の柔軟性を確保することができます。

*期限前取得条項

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき5,168円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

④ 総数引受契約におけるファーストリフューザル条項

当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

(ファーストリフューザル)

当社が株式又は新株予約権（但し、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のものを除く。）による資金調達を行う場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点又は本新株予約権の行使期間が満了した時点のいずれか早い時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成26年1月30日付「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」で発表したとおり、基準日：平成26年3月31日、効力発生日：平成26年4月1日として、株式数1株につき100株の割合をもって株式分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割に伴い、別紙2「株式会社ソフトフロント第8回新株予約権発行要項」第6項及び第10項の規定に従って、本新株予約権の行使価額及び対象株式数の調整が発生いたします。

2. 募集の目的及び理由

この度の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定した背景は、当社が持つ技術的な優位性を最大限活かすため、平成 25 年 5 月 10 日付で策定した「中期経営計画」に基づいて展開する「3つの事業領域」（①既存事業をベースに成長、②アジアマーケットを新規市場として捉える、③新たな成長基盤としてサービス事業に取り組む）のそれぞれにおいて、事業開発及び研究開発の両面から加速的に推進させることにあります。

また、過去のファイナンスや共同事業構築の実績など、Oakキャピタル株式会社が持つネットワークや企業価値向上に向けた施策実績及び様々な経験を、「中期経営計画」達成に向け当社の戦略に活かしてまいります。

当該「中期経営計画」は、次のURLからご覧頂くことができます。

(当社ホームページ)

http://www.softfront.co.jp/about_us/business.html

中期経営計画の進捗状況といたしましては、既存事業につきましては、当社の IP 電話やテレビ電話関連の先進技術を用いた事業を中心として増収（当第 3 四半期累計期間の売上高は前年同期に比べて 44,363 千円増加（前年同期比 13.3%増））となっており、ユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などに対処し、収益化を更に推進することにより、今後業績が拡大していくものと判断しております。海外事業につきましては、平成 25 年 8 月 8 日にベトナムに現地法人を設立し、順調に進捗しており、今後グループ全体でのコスト削減を含めて収益拡大に大きく寄与すると見込んでおります。サービス事業につきましては、これまでクラウド型インターネットサービス分野においては順調にソフトウェア開発が進むなど事業開発・研究開発が進んでおり、今後の収益化が期待され、また、統合型付加価値サービス分野においては初期検討を進めている段階であります。今後、更なる収益拡大に向けて、クラウド型インターネットサービス分野の事業規模の拡大並びに統合型付加価値サービス分野の本格的立ち上げ及び事業規模の拡大が必要であると判断しております。

3つの事業領域のうち、新たな成長基盤として取り組むサービス事業領域及び海外事業領域においては、必要となる事業開発及び研究開発から収益化に至るまでの間、一定の先行投資が生じるため、平成 25 年 7 月 5 日付「第三者割当により発行される株式及び第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ」で発表したとおり、資金調達を実施しており、調達した資金の充当状況は、「10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載しております。

この内、第三者割当による新株式の発行で調達した 98 百万円につきましては、当初想定した資金用途のとおり、「サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金」及び「海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発・研究開発資金」に順調に全てを充当いたしました。また、第三者割当による第 7 回新株予約権の発行で調達した資金 200 百万円（平成 26 年 2 月 4 日を以って、第 7 回新株予約権は全ての行使が完了しております。）の内、150 百万円につきましては、平成 26 年 3 月 3 日付「第 7 回新株予約権に係る調達資金の用途変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当初は「サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金」に充当することを想定していたものの、既存事業領域の運転資金に用途を変更することといたしました。

既存事業領域につきましては、当社の IP 電話やテレビ電話関連の先進技術を用いて、通信事業者などに対してソフトウェア製品及びソフトウェア受託開発を提供しており、当社の大きな収益の柱であります。今後も更に売上を拡大させ、大きく伸ばしていく必要があります。そのためにはユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などを継続的に行う必要があります。また、既存事業においては、お客様から受注し、長期間に渡って請負開発を行なうソフトウェア受託開発があり、案件の開始から代金の回収に至るまで一定の期間を要するため、十分に運転資金を確保した状態で対応する必要があることから、既存事業領域の運転資金を早急に確保する必要があります。

平成 26 年 3 月期における既存事業領域の運転資金といたしましては、期首段階で約 200 百万円を保有しておりましたが、前述のとおり、ユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などの先行的な開発が必要となったため、現時点においては約 100 百万円となっております。

今般、既存事業の最新状況に基づき検討した結果、先進技術分野を手がける既存事業の更なる売上拡大を迅速に行うためには、引き続き積極的に営業活動及びユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などの先行的なソフトウェア開発を行なう必要があり、また、既存事業の案件の開始から代金の回収に至るまで一定の期間を要することを踏まえると一定量の現預金を確保した上で安定的にビジネスを進める必要があるため、既存事業において、新たに 150 百万円の運転資金（営業活動に係る販売費及び一般管理費（人件費、支払手数料など）及びソフトウェア開発費用（人件費、一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費など））を確保することが急務であると判断いたしました。なお、当該運転資金の額につきましては、当社が IP 電話やテレビ電話などの先進技術分野を扱っていて、まだ立ち上げ段階の初期市場にあること、ソフトウェア開発の受託開発の割合も高く、発注元の状況にも依存することなどから、現状まだ受注の予想が立てにくい状況にあり、そうした中で全体計画として、まず年間の受注見込みと費用の支払額を設定し、年度末で未回収となる売掛金の規模等を想定することにより、年間レベルでの資金計画を作成した上で決定しております。本資金計画においては、お客様から大規模プロジェクトを受注した場合の案件の開始から代金の回収に至るまでの期間の長期化や、先進技術を用いたソフトウェアの先行開発を進める中での先行投資の回収期間の長期化に備えることも、十分に加味して検討しております。

一方、前回の資金調達の資金使途の 1 つであるサービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発につきましては、第三者割当による第 7 回新株予約権の発行により調達した資金 200 百万円の一部（150 百万円）を充当して実施する予定でありましたが、現時点において資金を要しない形で初期検討を行っている段階にあり、150 百万円は未充当の状況であります。今般、サービス事業領域の事業計画を再検討した結果、統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発の事業をより大きな収益の柱に成長させるため、事業開発・研究開発の規模を拡大して実施することとし、そのためには 352 百万円の資金が必要と判断しております。なお、当該事業開発・研究開発につきましては、事業規模の拡大を想定しているものの、前回の資金調達時と同様に最新時点の需要の優先度に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができるものであるという性格は変わっておりません。

前記のとおり、第三者割当による第 7 回新株予約権の発行により調達した資金 200 百万円の内、元々の統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発のための資金 150 百万円が充当されていない状況と新たに見直した統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発のための資金は引き続き段階的な調達で対応可能である状況を踏まえ、既存事業領域を拡大し、かつ安定的に進めるための運転資金の確保の優先度が高いと判断し、上記未充当の資金 150 百万円の使途を既存事業領域の運転資金に変更して有効活用するのが現時点では最善であると判断いたしました。なお、当該運転資金 150 百万円につきましては、平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月にかけて、その時点でユーザ需要を満足するためのソフトウェア開発を適宜実施することとし、適宜充当してまいります。また、既存事業においては、平成 27 年 3 月期において、キャッシュ・フローが増加することを見込んでいたため、現時点において運転資金に係る更なる資金調達は不要であると判断しております。

残る 50 百万円につきましては、当初想定した資金使途である「海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金」に今後、予定どおり充当してまいります。

前記の中期経営計画の進捗状況を踏まえて検討した結果、当社の IP 電話やテレビ電話関連の先進技術を用いた既存事業の収益化の更なる推進に加え、サービス事業をより早期に確立し、より大きな収益の柱に成長させることが当社の企業価値の向上につながっていくと判断いたしました。具体的には、現在、パートナーとの間で進めているサービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野を拡大し、新たに別のパートナーとの間でサービス内容や機能の増加が見込まれる別案件の事業開発・研究開発を進めるとともに、初期検討段階にあるサービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発を、初期検討の結果を踏まえ、より多種多様なユーザ需要を

満足させることができるように、対象とする通信サービス・技術・端末の種類などの追加も含めて開発するサービス内容や機能を増加することとし、その事業規模を拡大して実施することといたします。

これらのサービス事業が収益化に至るまでには一定の先行投資が必要となることから、資金を確保する目的で第三者割当による本新株式及び本新株予約権の募集を行うことといたしました。これら成長する事業領域において資金調達を行う必要があるところ、先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もありましたが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

本新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が本新株式及び本新株予約権の発行前の発行済株式総数に対して約 26.35%（本新株式発行分：約 8.99%、本新株予約権行使分：約 17.35%）希薄化することとなりますが、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様への株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による総額約5億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

なお、成長するサービス事業領域における事業開発・研究開発は多岐に渡るため、パートナーとの案件数が増えれば、更なる資金調達が必要となる可能性はありますが、現時点においては、更なる資金調達を必要とする具体的な計画はございません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	505,480,256 円
内訳（株式発行による調達額）	150,002,720 円
（新株予約権の発行による調達額）	5,178,336 円
（新株予約権の行使による調達額）	350,299,200 円
発行諸費用の概算額	4,750,000 円
内訳（新株予約権公正価値算定費用）	1,000,000 円
（弁護士報酬）	400,000 円
（登記費用その他諸費用）	3,350,000 円
差引手取概算額	500,730,256 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行による調達資金につきましては、成長するサービス事業領域における事業開発・研究開発資金に充当する予定であり、具体的な使途は以下のとおりであります。

①本新株式

本新株式の発行による資金調達につきましては、次のとおり、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野(ネットワーク上でエンドユーザのデータを保管し、エンドユーザに対してサービスを提供するような形態のサービス分野)での事業開発・研究開発資金に充当する予定であります。

なお、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金	148 百万円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

(注) サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業案件での事業開発・研究開発に充当いたします。なお、本クラウド型インターネットサービス分野の案件につきましては、平成 25 年 7 月 23 日付の第三者割当による新株式の発行で調達した資金を充当したクラウド型インターネットサービス分野のパートナーとの案件とは異なるパートナーとの別の案件で、サービス内容や機能の増加が見込まれる案件であります。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：クラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行うクラウド型インターネットサービス仕様の企画やマーケティングなどであり、サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで 48 百万円の資金を想定しております。

研究開発：クラウド型インターネットサービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが、本ソフトウェア製品を活用したサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで 100 百万円の資金を想定しております。

②本新株予約権

本新株予約権による資金調達につきましては、平成 26 年 3 月 25 日から平成 28 年 3 月 24 日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、次のとおり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野(様々な通信サービス・技術を統合し、付加価値を加えた上でエンドユーザにサービスを提供するような形態のサービス分野)での事業開発・研究開発資金に充当する予定であります。

サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発につきましては、平成 25 年 7 月 23 日付の第三者割当による第 7 回新株予約権の発行により調達した資金の一部(150 百万円)を充当して実施する予定でありましたが、前記のとおり、資金を要しない形で初期検討を行っております。今般、当該事業をより大きな収益の柱に成長させるため、初期検討の結果を踏まえ、より多種多様なユーザ需要を満足させることができるように、対象とする通信サービス・技術・端末の種類などの追加も含めて開発するサービス内容や機能を増加することとし、事業開発・研究開発の規模を拡大して実施するために 352 百万円の資金調達が必要と判断いたしました。

現時点において一定量のサービス内容や機能の開発を想定しているものの、本新株予約権は、その性質上、段階的に行使が進んだり、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になったりすることが想定され、本新株式で調達する資金の使途に比べて、本新株予約権で調達する資金の使途は、最新時点の需要の優先度に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発に充当することを想定しております。また、行使が進まない状況が継続し、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には事業開発・研

究開発計画の見直しに加えて、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

想定している用途	想定金額	想定支出予定時期
サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金	352 百万円	平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月

(注) サービス事業領域における通信サービス・技術を統合した形で提供する統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナー（分野が異なるため、クラウド型インターネットサービス分野でのパートナーとは異なることが想定されます。）との協業案件での事業開発・研究開発に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行う統合型付加価値サービス仕様の企画やマーケティングなどがあります。サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで 102 百万円の資金を想定しております。

研究開発：統合型付加価値サービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが本ソフトウェア製品を活用してサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで 250 百万円の資金を想定しております。

なお、統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発では、現時点における今後のユーザ需要の予測に基づき、一定量のサービス内容や機能を開発することを前提にその開発規模を想定しておりますが、本新株式の発行で調達する資金に係るクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発の案件に比べて、開発するサービス内容や機能が対象とする通信サービス・技術・端末の種類や組合せに応じて多岐に渡り、またソフトウェア構造をより細分化できるため、本新株予約権の行使による資金調達状況に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発を想定しております。また、行使が進まない状況の場合は、前記のとおり対応してまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社では、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業の拡大を行うことが、中長期的な視点からも株主価値の持続的な向上につながり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額等の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 26 年 2 月 28 日の東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値である 15,200 円に対してディスカウント率 5.00%を適用し、14,440 円といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 14,366 円に対するプレミアム率は 0.51%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 19,022 円に対するディスカウント率は 24.09%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 16,169 円に対するディスカウント率は 10.69%となっております。

本新株式の発行価額の算定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として、ディスカウント率 5.00%を適用した 14,440 円といたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等を勘案し、当該終値が当社の最近の実態を反映していて参考とされるべきところ、平成 26 年 3 月期第 3 四半期の

決算発表を行った後の直近1か月間の終値平均との乖離も大きくないことから、当該終値がより適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことによるものであり、また、割当予定先のディスカウントの要望に対して、割当予定先が一定期間株式を保有し続けることによる株価下落リスクなどを勘案し、協議・交渉を重ねた結果、当該要望を一定程度受け入れたためであります。なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会においては、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業開発・研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（いずれも社外監査役）から、発行価額の算定方法については、平成26年3月期第3四半期決算発表後の株価の動向を鑑みて取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用しており、不合理な点はないこと、ディスカウント率については、割当予定先が割当を受けた株式を売却するまでの間に晒される株価変動リスクを勘案したことは相応のことと判断されること、及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行は市場慣行に従った一般的な方法であり、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

②本新株予約権

本新株予約権の発行価額は、当社普通株式の株価（平成26年2月28日の終値）、権利行使価格（17,480円）、ボラティリティ（42.07%；平成25年1月から平成26年1月までの月次株価を利用し、年率換算して算出。）、リスクフリーレート（0.071%）、配当率（0.00%）等について一定の前提を置いて、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢元）が算出した算定価格5,168円を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権1個当たりの発行価額を5,168円といたしました。なお、第三者機関からの算定結果につきましては、算定に係る前提条件及びその算定方法について、適正なものであることを確認しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年2月28日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値（15,200円）に対して、15.00%のプレミアムを加えた17,480円といたしました。プレミアムにつきましては、一時に払込みのなされる本新株式と異なり、本新株予約権の場合は、その性質上行使期間において段階的に行使されるものであるところ、割当予定先から当社の事業の成長性を高く評価しており、当社の事業拡大のための資金提供により当社の企業価値向上が図られることなどから、プレミアムを付することの提案があり、これを受け、当社は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える希薄化の影響が段階的となり得る点などを考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、プレミアム率を15.00%とすることで割当予定先と合意したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均14,366円に対するプレミアム率は21.67%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均19,022円に対するディスカウント率は8.11%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均16,169円に対するプレミアム率は8.11%となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業開発・研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予

約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（いずれも社外監査役）から、本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法は、時価を基準に割当予定先との協議の結果15.00%のプレミアムを付していることに加え、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による株式数10,388株及び本新株予約権の目的である株式の総数20,040株を合わせた30,428株に係る議決権数は30,428個となり、当社の総議決権数115,489個（平成26年2月28日現在）に占める割合が約26.35%となることから相応の希薄化につながるようになります。

しかしながら、次の各号に示す事項を総合的に勘案し、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

- ①当社の中期経営計画の進捗状況及び今後の着実な遂行に鑑みると、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発の拡充が喫緊の課題であり、これらの実施に係る投資資金の確保が必要不可欠であること
- ②同様に当該中期経営計画の遂行に鑑みると、更なる増収施策が必要であり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発を進展させ、段階的に進めることができるように、これらの実施に係る投資資金の確保の準備が必要不可欠であること
- ③当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載した事業開発・研究開発を実施するには十分ではなく、投資資金を外部から調達する必要性があり、その中でも第三者割当による資金調達が最善であると判断されること

（参考）平成25年12月31日現在の現金及び預金の額：400,385千円

- ④必要資金を調達するために大規模な第三者割当が必要となり、一時的には既存株主の皆様の株式価値の希薄化という影響は避けられないものの、資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株式価値の向上につながるものと判断されること

また、割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、流通市場への影響は軽微であると判断しております。なお、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高1,781株に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式数30,428株を本新株予約権の行使期間2年間で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は約62株となり、上記、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の3.48%となります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

平成26年3月3日現在

①	名 称	Oakキャピタル株式会社		
②	所 在 地	東京都港区赤坂八丁目10番24号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康		
④	事 業 内 容	投資事業		
⑤	資 本 金	3,401百万円(平成25年12月31日)		
⑥	設 立 年 月 日	大正7年2月22日		
⑦	発 行 済 株 式 数	46,398,620株(平成25年12月31日)		
⑧	決 算 期	3月		
⑨	従 業 員 数	(連結)38名(平成25年3月31日)		
⑩	主 要 取 引 先	一般法人		
⑪	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	エルエムアイ株式会社16.38%、山崎光博4.71%(平成25年9月30日現在)		
⑬	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	割当予定先は、当社株式を5,160株(当社の総議決権の数に対する割合4.46%)所有する株主であります。(注)1 なお、当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社に対して、割当予定先は純投資の目的で出資(出資比率:33.71%)を行っております。		
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社において、当社と割当予定先はそれぞれ役員の兼任があります。		
	取 引 関 係	当社は割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、経営戦略、財務戦略、成長戦略、新規事業等に関するアドバイザー業務を平成25年7月5日付で委託(契約金額:5百万円、契約期間:平成25年7月5日から3か月間)しました。なお、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は当社の関連当事者には該当いたしません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。		
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
	連 結 純 資 産	2,637	1,891	1,269
	連 結 総 資 産	3,179	2,439	1,785
	1株当たり連結純資産(円)	118.34	84.04	52.20
	連 結 売 上 高	4,351	926	1,538
	連 結 営 業 利 益	39	△645	△329
	連 結 経 常 利 益	8	△656	△342
	連 結 当 期 純 利 益	115	△659	△485
	1株当たり連結当期純利益(円)	5.24	△29.77	△21.13
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注)1. Oakキャピタル株式会社が平成26年1月10日付で提出した変更報告書に記載の保有株券の数に基づき、記載しております。なお、当社の総議決権の数に対する割合は、平成26年2月28日現在の発行済株式総数(115,489株)を勘案し、小数点第3位以下を切り捨てて算出

しております。

2. 割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において、「コンプライアンス行動規準」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する旨の記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成 26 年 1 月より、平成 25 年 7 月 23 日付で発行した新株式及び第 7 回新株予約権（現時点における状況を含めてその概要は、「10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載しております。）の割当先であり、かつ当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社の筆頭株主（出資比率：33.71%）でもある Oak キャピタル株式会社に加えて、証券会社等からの紹介先等を含む複数の候補先と度重なる協議を行いました。その結果、平成 25 年 7 月 23 日付で発行した新株式及び第 7 回新株予約権で Oak キャピタル株式会社は全額を確実に払い込んだ実績に加えて、平成 23 年 9 月 5 日「次世代向けデジタル郵便事業の開始のお知らせ」で開示した共同によるデジタルポスト事業の新規構築という具体的な成果や様々な企業との提携関係を有することなどから、Oak キャピタル株式会社の新たな事業を企画する企画提案力、複数企業の有する力を結集して新たな事業を創り出す事業創出能力及び顧客開拓能力が他社に比べて優れていて、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し、同社を割当先の有力候補として平成 26 年 2 月に選定いたしました。なお、当社は平成 25 年 7 月 5 日付で同社にアドバイザー業務（資本政策、成長戦略等に関する提案等）を委託しており（契約期間：3 か月）、同社より、当社の中期経営計画に沿った新規事業展開に有効な多数の助言を得ております。

Oak キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において 10 年以上に渡り投資事業を行っており、幅広い企業ネットワークを持っております。国内外での投資実績は豊富であり、かつ、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資を積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は平成 24 年 4 月より新興市場の IT 企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、着実な実績を上げております。

この度の割当先としての選定によって、当社が持つ技術力や事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株式及び本新株予約権の割当てにより、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、同社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介など事業展開に有利であると判断し、最終的に平成 26 年 3 月 3 日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、平成 25 年 7 月 23 日付で発行した新株式及び第 7 回新株予約権による資金調達で充当した事業開発・研究開発において、現時点では割当予定先の直接的な関与はありませんが、前述のアドバイザー業務委託の中で、多数の助言を受けております。また、今回の事業開発・研究開発への割当予定先の参画は未定であります。割当予定先の参画を含めて、事業開発・研究開発の内容につきましては、開示できる状況になりましたら、速やかに開示してまいります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

Oakキャピタル株式会社は、当社が平成25年7月23日付で第三者割当により発行した新株式及び第7回新株予約権の割当先であります。同社が当社に提出した第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書によると、同社は割当てを受けた新株式8,327株の全てを平成25年7月25日から平成25年12月2日にかけて順次売却しております。また、第7回新株予約権(目的となる株式の総数:15,160株)は平成26年2月4日を以って、全ての行使が完了しておりますが、同社が平成26年1月10日に提出した変更報告書によると、平成26年1月7日現在、同社がそれまでに行使により取得した株式15,100株につきましては、同社は5,160株を残して順次売却しております。なお、同社の詳細な株式の売却状況につきましては、同社が平成25年8月23日以降に提出した変更報告書をご参照願います。当社は、平成25年7月23日付で発行した新株式及び第7回新株予約権を同社に割当てる際に、今回の確認書と同様の内容を含む確認書を受領しておりますが、これまでの売却状況はかかる確認書の内容に沿った形での売却であると考えております。

なお、当社は、Oakキャピタル株式会社から、本新株式の割当日(平成26年3月24日)より2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を金融商品取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、その内諾を得ております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要な資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨を示す確認書を受領しております。これに加えて、当社は、割当予定先が平成26年2月7日に提出した平成26年3月期第3四半期に係る四半期報告書に記載された四半期連結財務諸表における現預金その他の流動資産の保有状況の確認、平成26年2月18日現在の同社の資金繰表の閲覧等により、同社が本新株式の払込金額の総額、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に必要な資金の総額を保有していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約等

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もないとのことであります。

7. 大株主及び持株比率

募 集 前 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	
村田 利文	5.80% (注) 3
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	4.96%
O a k キャピタル株式会社	4.46% (注) 4
長屋 正宏	3.12%
日本証券金融株式会社	1.18%
井原 康晴	0.87%
竇門 行雄	0.86%
株式会社長屋商会	0.79%
マネックス証券株式会社	0.75%
佐々木 誠	0.72%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。
2. 大株主及び持株比率は、平成 25 年 9 月 30 日時点の株主名簿を基準とし、平成 26 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 (115,489 株) を勘案して記載しております。
3. 村田利文氏が平成 25 年 12 月 16 日付で提出した変更報告書に記載の保有株券の数に基づき記載しております。
4. O a k キャピタル株式会社が平成 26 年 1 月 10 日付で提出した変更報告書に記載の保有株券の数に基づき、記載しております。
5. 割当予定先である O a k キャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。このため、同社の本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

当事業に係るNGN関連分野や電力系通信事業者分野において進展が見込まれ、また、新たな事業分野へも進出いたしますが、当社が手がける事業分野はいずれも新しい市場であり、その売上高は変動要素が多く、予測数値に幅が生じ混乱を招くため、業績予想の開示は控えております。本資金調達の実施後も、この状況に変化はない見込みではありますが、今後業績予想の開示が可能となった場合は、速やかに開示させて頂く予定であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は希薄化率が 26.35%であり、25%以上であるため、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を要することになることから、平成 26 年 3 月 3 日開催の当社取締役会に社外監査役 3 名（塙幸久氏、高木勇三氏、坂上辰雄氏）に出席してもらい、今回の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、同取締役会の中で、「次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の本新株式及び本新株予約権の募集規模が合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

- ①平成 25 年 7 月 23 日付で発行した第三者割当による新株式及び第 7 回新株予約権による資金調達を実施し、一部資金使途変更を実施している状況の中、当社の中期経営計画の進捗状況及び今後の着実な遂行に鑑みると、サービス事業領域における新たな事業開発及び研究開発の実施に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする本新株式及び本新株予約権の発行は、特段不合理とは判断されないこと
- ②本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること
- ③当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では現在計画中の事業開発及び研究開発を進めることはできず、投資資金を外部から調達する必要性があること
- ④資金調達方法は、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと
- ⑤本新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること
- ⑥本新株予約権の発行価額は第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件並びに算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、同じく有利発行には該当しないと考えられること

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（非連結）

(単位：百万円)

決 算 期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
売 上 高	783	773	549
営 業 利 益	10	△13	△107
経 常 利 益	11	△16	△108
当 期 純 利 益	8	△18	△110
1 株当たり当期純利益 (円)	92.09	△201.01	△1,200.87
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産 (円)	8,262.65	8,061.65	6,860.78

(注) △は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 3 月 3 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	115,489 株	100.00%
現時点の行使価額における 潜 在 株 式 数	—	—
下限値の転換価額（行使価 額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価 額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	22,480 円	42,000 円	19,240 円
高 値	73,900 円	46,250 円	24,650 円
安 値	16,220 円	17,500 円	11,130 円
終 値	40,900 円	19,020 円	13,830 円

② 最近6か月間の状況

	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月
始 値	12,600 円	13,600 円	13,850 円	13,980 円	19,650 円	16,860 円
高 値	14,190 円	14,700 円	14,610 円	38,500 円	22,780 円	16,940 円
安 値	12,560 円	12,700 円	12,700 円	13,860 円	16,660 円	12,100 円
終 値	13,660 円	13,610 円	14,040 円	19,250 円	17,100 円	15,200 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年2月28日
始 値	15,100 円
高 値	15,790 円
安 値	15,050 円
終 値	15,200 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	平成23年8月19日
調達資金の額	251,027,920 円 (差引手取概算額 247,427,920 円)
行使価額	1株につき43,300 円
募集時における発行済株式総数	92,002 株
当該募集による潜在株式数	5,720 株
現時点における行使状況	— 株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	スマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソリューションに対応するための研究開発資金に充当
発行時における支出予定時期	平成23年8月～平成25年8月
現時点における充当状況	行使価額が市場株価を上回っている状況が継続したまま、行使期間が満了したため、行使は行われておりません。需要の優先度に応じた開発を進めるなどの研究開発計画の見直しを行い、対応いたしました。

・第三者割当増資

割当日	平成25年7月23日
調達資金の額	100,007,270円(差引手取概算額 98,607,270円)
発行価額	1株につき12,010円
募集時における発行済株式総数	92,002株
当該募集による発行株式数	8,327株
募集後における発行済株式総数	100,329株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	i サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金 ii 海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発・研究開発資金
発行時における支出予定時期	平成25年7月～平成26年3月
現時点における充当状況	上記事業開発・研究開発の費用として全てを充当済であります。

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割当日	平成25年7月23日
調達資金の額	203,557,110円(差引手取概算額 200,657,110円)
行使価額	1株につき13,210円
募集時における発行済株式総数	92,002株
当該募集による潜在株式数	15,160株
現時点における行使状況	行使済株式数:15,160株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	i サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金 ii 海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金
発行時における支出予定時期	平成25年7月～平成27年7月
現時点における充当状況	全新株予約権が行使済であり、200百万円の資金調達を完了しておりますが、その内、150百万円については充当されておらず、平成26年3月3日付「第7回新株予約権に係る調達資金の使途変更に関するお知らせ」及び前記「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、当初は「i サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金」に充当することを想定していたものの、既存事業領域の運転資金に使途を変更することといたしました。残る50百万円については、上記資金使途の「ii 海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金」に今後、予定通り充当してまいります。

以上

(別紙1)

第三者割当による募集株式の発行要項

1. 募集株式の種類及び数	普通株式 10,388 株
2. 払込価額	1株当たり 金 14,440 円
3. 払込価額の総額	金 150,002,720 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 金 75,001,360 円 資本準備金 金 75,001,360 円
5. 申込期日	平成 26 年 3 月 20 日
6. 払込期日	平成 26 年 3 月 24 日
7. 募集の方法及び割当株式数	第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
8. 払込取扱場所	株式会社北海道銀行 札幌駅前支店
9. その他	①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(別紙2)

株式会社ソフトフロント
第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ソフトフロント第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金5,178,336円
3. 申込期日 平成26年3月20日
4. 割当日及び払込期日 平成26年3月24日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。）とする。
 - (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、20株（以下、「対象株式数」という。）とする。
本新株予約権の目的である株式の総数は20,040株とする。
ただし、本新株予約権の割当日後、第10項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第10項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
7. 本新株予約権の総数 1,002個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金5,168円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、17,480円とする。ただし、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴って交付される場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当

該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成26年3月25日から平成28年3月24日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき5,168円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第19項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第20項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所
当社 管理部
東京都港区赤坂四丁目2番19号
20. 払込取扱場所
株式会社北海道銀行 札幌駅前支店
21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権を行使することのできる期間
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第17項に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項及び第13項に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
22. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社には必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。